

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

事業者名：

受験者名：

【注意事項】

1. 試験時間は、50分間です。
2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。
6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室ください。

※携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

北海道運輸局

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について

・次の文章において、内容が正しいものには【 】内に○印を、内容が間違っているものには【 】に×印を記載してください。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。

【 】

2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車の事故により十人以上の負傷者を生じた場合、当該事故があった日から三十日以内に当該事故ごとに自動車事故報告書を三通提出しなければならないが、運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなった場合には、自動車事故報告書を提出する必要はない。

【 】

3. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款を適用する場合において、旅客は、原則として乗車券を所持せずに乗車できない。

【 】

4. 一般貸切旅客自動車運送事業における事業用自動車には、その自動車の外側に「一般」と表示しなければならない。

【 】

5. 一般貸切旅客自動車運送事業者は事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。ただし、天災その他やむを得ない場合はこの限りではない。

【 】

6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。

【 】

7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させるには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

【 】

8. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業報告書及び輸送実績報告書を毎年5月31日までに管轄する運輸支局に提出しなければならない。

【 】

9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。

【 】

10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。

【 】

11. 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、災害の場合その他緊急を要する場合及び、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき以外には、乗合旅客の運送をしてはならない。

【 】

12. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、五十五才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。

【 】

13. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名または名称、自動車登録番号を旅客に見やすいように表示しなければならない。

【 】

14. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りではない。

【 】

15. 道路運送法関係法令には、一般貸切旅客自動車運送事業者が毎事業年度の経過後100日以内にインターネット等を用いて公表しなければならない事項が定められている。

【 】

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、記号を()に記入してください。

16. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、()の責務を定めることその他国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

[ア. 経営の責任者 イ. 事業の責任者 ウ. 運行の責任者]

17. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した場合は、当該届出事由の発生した日から()以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

[ア. 十日 イ. 十五日 ウ. 三十日]

18. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が旅客自動車運送事業の許可の取消しを受け、取消しの日から()年を経過していない者に対しては、国土交通大臣は一般貸切旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。

[ア. 1 イ. 2 ウ. 3 エ. 4 オ. 5]

19. 一般旅客自動車運送事業者は、()の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

[ア. 運行計画 イ. 事業計画 ウ. 運行回数]

20. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに()を記載した運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行うとともに、これを当該運転者に携行させなければならない。

[ア. 乗客の要望等 イ. 旅客が乗車する区間等 ウ. 点呼した者の氏名等]

21. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を()選任しておかなければならない。

[ア. 常時 イ. 必要に応じ ウ. 需要の繁閑に応じ エ. 随時]

22. 旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者に対して、勤務終了後、継続11時間以上の()を与えるよう務めることを基本とし、当該期間が継続9時間を下回らないものとする。

[ア. 休暇期間 イ. 休憩期間 ウ. 休息期間]

23. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、一定の様式の()を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えておかなければならない。

[ア. 履歴書 イ. 乗務員台帳 ウ. 乗務員証]

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、記号を()に記入してください。

24. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、()についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び()その他の環境の保全並びに整備についての()を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全
カ. 技術の向上 キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離 サ. 重大な事故
シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続 タ. 営業所 チ. 公害の防止
ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉 ト. 保護 ナ. 乗務員の服務

25. 一般貸切旅客自動車運送事業者の運転者に関する要件は、次のとおりとする。
・()歳以上であること。(道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第三十四条第五項又は第八項に規定する教習を修了した者を除く。)
・普通自動車、四輪の小型自動車、三輪の自動車又はけん引自動車である大型特殊自動車の運転の経験の期間が通算して()以上であること。
・運転する事業用自動車の種類に係る()に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていないこと。

ア. 一九 イ. 二十 ウ. 二十一 エ. 二十二 オ. 二十三 カ. 二十五
キ. 一ヶ月 ク. 三ヶ月 ケ. 六ヶ月 コ. 九ヶ月 サ. 一年 シ. 三年
ス. 五年 セ. 道路交通法 ソ. 道路運送法 タ. 旅客自動車運送事業運輸規則
チ. 旅客自動車運送事業等報告規則 ツ. 道路運送車両法

26. 業務の必要上、勤務の終了後継続した()時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数()分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができる。
この場合、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続()時間以上、合計()時間以上でなければならない。

ア. 8 イ. 16 ウ. 6 エ. 65 オ. 13 カ. 11 キ. 52
ク. 2 ケ. 14 コ. 3 サ. 72 シ. 10 ス. 5 セ. 9
ソ. 40 タ. 4 チ. 7 ツ. 71.5 テ. 44 ト. 15 ナ. 70

27. 自動車の使用者は、自動車の()、運行時の状態等から判断した()に国土交通省令で定める技術上の基準により、()、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

ア. 運行の安全 イ. 乗降装置 ウ. 天候 エ. 定期日 オ. 適切な時期
カ. 地点 キ. 幅員 ク. 灯火装置の点灯 ケ. 交通 コ. 点検 サ. 状態
シ. 異音 ス. 迅速 セ. 事故 ソ. 登録基準 タ. 丁寧 チ. 走行距離
ツ. 乗務員の服務 テ. 継続 ト. 技術の向上

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、記号を()に記入してください。

28. 道路運送法は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとする事により、道路運送の利用者の()を保護するとともに道路運送の総合的な発達を図り、もって()を増進する事を目的とする。
29. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車が転覆し、()を起こしその他国土交通省令で定める()を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届出なければならない。
30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の()の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める()ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、()を選任しなければならない。

※問28～問30 共通選択肢

ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全
カ. 技術の向上 キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離 サ. 重大な事故
シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続 タ. 営業所 チ. 公害の防止
ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉 ト. 保護 ナ. 乗務員の服務

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について(解答)

・次の文章において、内容が正しいものには【 】内に○印を、内容が間違っているものには【 】に×印を記載しなさい。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第15条)

【 ○ 】

2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車の事故により十人以上の負傷者を生じた場合、当該事故があった日から三十日以内に当該事故ごとに自動車事故報告書を三通提出しなければならないが、運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなった場合には、自動車事故報告書を提出する必要はない。(自動車事故報告規則第3条)

【 × 】

3. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款を適用する場合において、旅客は、原則として乗車券を所持せずに乗車できない。(一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第8条第1項)

【 ○ 】

4. 一般貸切旅客自動車運送事業における事業用自動車には、その自動車の外側に「一般」と表示しなければならない。(道路運送法第95条、道路運送法施行規則第65条)

【 × 】

5. 一般貸切旅客自動車運送事業者は事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。ただし、天災その他やむを得ない場合はこの限りではない。(道路運送法第16条)

【 ○ 】

6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。(道路運送法第25条)

【 ○ 】

7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させるには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。(道路運送法第33条)

【 × 】

8. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業報告書及び輸送実績報告書を毎年5月31日までに管轄する運輸支局に提出しなければならない。(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)

【 × 】

9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)

【 × 】

10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。(道路運送法第23条の5)

【 ○ 】

11. 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、災害の場合その他緊急を要する場合及び、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき以外には、乗合旅客の運送をしてはならない。(道路運送法第21条)

【 ○ 】

12. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、五十五才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第38条)

【 × 】

13. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名または名称、自動車登録番号を旅客に見やすいように表示しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第42条)

【 ○ 】

14. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りではない。(旅客自動車運送事業運輸規則第10条)

【 ○ 】

15. 道路運送法関係法令には、一般貸切旅客自動車運送事業者が毎事業年度の経過後100日以内にインターネット等を用いて公表しなければならない事項が定められている。(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7)

【 ○ 】

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、()に記入してください。

16. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、(**ア: 経営の責任者**)の責務を定めることその他国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2)

[ア. 経営の責任者 イ. 事業の責任者 ウ. 運行の責任者]

17. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した場合は、当該届出事由の発生した日から(**イ: 十五日**)以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第68条)

[ア. 十日 イ. 十五日 ウ. 三十日]

18. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が旅客自動車運送事業の許可の取消しを受け、取消しの日から(**オ: 5**)年を経過していない者に対しては、国土交通大臣は一般貸切旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。(道路運送法第7条)

[ア. 1 イ. 2 ウ. 3 エ. 4 オ. 5]

19. 一般旅客自動車運送事業者は、(**イ: 事業計画**)の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。(道路運送法第15条)

[ア. 運行計画 イ. 事業計画 ウ. 運行回数]

20. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに(**イ: 旅客が乗車する区間等**)を記載した運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行うとともに、これを当該運転者に携行させなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2)

[ア. 乗客の要望等 イ. 旅客が乗車する区間等 ウ. 点呼した者の氏名等]

21. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を(**ア: 常時**)選任しておかななければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第35条)

[ア. 常時 イ. 必要に応じ ウ. 需要の繁閑に応じ エ. 随時]

22. 旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者に対して、勤務終了後、継続11時間以上の(**ウ: 休息期間**)を与えるよう務めることを基本とし、当該期間が継続9時間を下回らないものとする。(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第5条第1項)

[ア. 休暇期間 イ. 休憩期間 ウ. 休息期間]

23. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、一定の様式の(**イ: 乗務員台帳**)を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えておかななければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第37条1項)

[ア. 履歴書 イ. 乗務員台帳 ウ. 乗務員証]

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、記号を()に記入してください。

24. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、(**ア: 所有権**)についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び(**チ: 公害の防止**)その他の環境の保全並びに整備についての(**カ: 技術の向上**)を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。(道路運送車両法第1条)

ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全
カ. 技術の向上 キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離 サ. 重大な事故
シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続 タ. 営業所 チ. 公害の防止
ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉 ト. 保護 ナ. 乗務員の服務

25. 一般貸切旅客自動車運送事業者の運転者に関する要件は、次のとおりとする。
・(**ウ: 二十一**)歳以上であること。(道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第三十四条第五項又は第八項に規定する教習を修了した者を除く。)
・普通自動車、四輪の小型自動車、三輪の自動車又はけん引自動車である大型特殊自動車の運転の経験の期間が通算して(**シ: 三年**)以上であること。
・運転する事業用自動車の種類に係る(**セ: 道路交通法**)に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていないこと。(道路運送法第25条、旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令)

ア. 一九 イ. 二十 ウ. 二十一 エ. 二十二 オ. 二十三 カ. 二十五
キ. 一ヶ月 ク. 三ヶ月 ケ. 六ヶ月 コ. 九ヶ月 サ. 一年 シ. 三年
ス. 五年 セ. 道路交通法 ソ. 道路運送法 タ. 旅客自動車運送事業運輸規則
チ. 旅客自動車運送事業等報告規則 ツ. 道路運送車両法

26. 業務の必要上、勤務の終了後継続した(**セ: 9**)時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数(**ク: 2**)分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができる。
この場合、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続(**タ: 4**)時間以上、合計(**カ: 11**)時間以上でなければならない。(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

ア. 8 イ. 16 ウ. 6 エ. 65 オ. 13 カ. 11 キ. 52
ク. 2 ケ. 14 コ. 3 サ. 72 シ. 10 ス. 5 セ. 9
ソ. 40 タ. 4 チ. 7 ツ. 71.5 テ. 44 ト. 15 ナ. 70

27. 自動車の使用者は、自動車の(**チ: 走行距離**)、運行時の状態等から判断した(**オ: 適切な時期**)に国土交通省令で定める技術上の基準により、(**ク: 灯火装置の点灯**)、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。(道路運送車両法第47条の2)

ア. 運行の安全 イ. 乗降装置 ウ. 天候 エ. 定期日 オ. 適切な時期
カ. 地点 キ. 幅員 ク. 灯火装置の点灯 ケ. 交通 コ. 点検 サ. 状態
シ. 異音 ス. 迅速 セ. 事故 ソ. 登録基準 タ. 丁寧 チ. 走行距離
ツ. 乗務員の服務 テ. 継続 ト. 技術の向上

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、記号を()に記入してください。

28. 道路運送法は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするにより、道路運送の利用者の(**ク: 利益**)を保護するとともに道路運送の総合的な発達を図り、もって(**テ: 公共の福祉**)を増進する事を目的とする。(道路運送法第1条)
29. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車が転覆し、(**キ: 火災**)を起こしその他国土交通省令で定める(**サ: 重大な事故**)を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届出なければならない。(道路運送法第29条)
30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の(**オ: 運行の安全**)の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める(**タ: 営業所**)ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、(**イ: 運行管理者**)を選任しなければならない。(道路運送法第23条)

ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全
カ. 技術の向上 キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離 サ. 重大な事故
シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続 タ. 営業所 チ. 公害の防止
ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉 ト. 保護 ナ. 乗務員の服務